

○富山市スポーツ施設条例

平成17年4月1日

富山市条例第286号

改正 平成17年9月30日富山市条例第365号

平成17年12月22日富山市条例第379号

平成18年9月26日富山市条例第71号

平成19年3月26日富山市条例第25号

平成20年3月26日富山市条例第41号

平成21年3月23日富山市条例第18号

平成22年3月25日富山市条例第19号

平成22年9月28日富山市条例第50号

平成24年3月26日富山市条例第14号

平成24年12月21日富山市条例第63号

平成25年3月27日富山市条例第15号

平成25年6月28日富山市条例第28号

平成26年3月28日富山市条例第19号

平成26年9月29日富山市条例第50号

平成26年12月16日富山市条例第66号

平成28年3月25日富山市条例第26号

平成28年6月17日富山市条例第54号

平成29年3月24日富山市条例第21号

平成30年3月27日富山市条例第32号

平成30年9月27日富山市条例第53号

平成31年3月26日富山市条例第9号

(設置)

第1条 市民のスポーツ振興を図り、市民の健康増進に寄与するため、
スポーツ施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

	名称	位置
--	----	----

1	富山市総合体育館	富山市湊入船町12番1号
2	富山市東富山体育館	富山市米田16番地2
3	富山市2000年体育館	富山市天正寺1400番地
4	富山市勤労身体障害者体育センター	富山市水橋畠等298番地2
5	富山市花木体育センター	富山市花木28番地
6	富山市民球場	富山市下飯野30番地1
7	富山市民プール	富山市荒川四丁目1番70号
8	富山市東富山温水プール	富山市米田65番地4
9	富山市北部プール	富山市米田65番地4
10	富山市北部錬成館	富山市高畠町二丁目11番47号
11	富山市水橋錬成館	富山市水橋辻ヶ堂129番地1
12	富山市蜷川ちびっこ運動場	富山市赤田50番地
13	富山市和合運動広場	富山市布目3394番地8
14	富山市五艘運動広場	富山市五艘2番地
15	富山市大久保運動広場	富山市栗山551番地
16	富山市呉羽運動広場	富山市住吉1081番地1
17	富山市東富山運動広場	富山市米田45番地1
18	富山市西番運動広場	富山市西番100番地
19	富山市奥田北少年サッカー広場	富山市下新北町2番11号
20	富山市馬場記念公園庭球場	富山市蓮町一丁目4番30号
21	富山市石坂庭球場	富山市石坂3452番地3
22	富山市蜷川庭球場	富山市赤田50番地
23	富山市五艘庭球場	富山市五艘2番地
24	富山市月岡庭球場	富山市月岡東緑町四丁目44番地2
25	富山市呉羽庭球場	富山市住吉1073番地3
26	富山市星井町庭球場	富山市西中野町二丁目1番24

		号
27	富山市布瀬南公園庭球場	富山市布瀬町南三丁目7番地1
28	富山市西番庭球場	富山市西番100番地
29	富山市城東ふれあい公園庭球場	富山市荒川四丁目1番70号
30	富山市東富山運動広場庭球場	富山市米田45番地1
31	富山市相撲場	富山市磯部町一丁目1番10号
32	富山市屋内ゲートボール場	富山市布瀬町南三丁目7番地1
33	富山市パークゴルフ場	富山市岩瀬天池町1番地8
34	富山市常願寺川パークゴルフ場	富山市大島三丁目177番地先
35	富山市屋内競技場	富山市八木山84番地
36	富山市大沢野青少年体育センター	富山市高内114番地1
37	富山市下夕南部体育館	富山市舟渡66番地
38	富山市下夕北部体育館	富山市布尻672番地
39	富山市大沢野総合運動公園野球場	富山市八木山650番地
40	富山市大沢野総合運動公園陸上競技場	富山市八木山650番地
41	富山市大沢野グラウンド	富山市高内116番地1
42	富山市大沢野プール	富山市八木山70番地1
43	富山市大沢野武道館	富山市高内114番地1
44	富山市西大沢運動広場	富山市西大沢2525番地
45	富山市下夕南部グラウンド	富山市東猪谷1233番地2
46	富山市下夕北部グラウンド	富山市布尻145番地
47	富山市大山社会体育館	富山市花崎378番地
48	富山市大山総合体育センター	富山市花崎386番地
49	富山市大山B&G海洋センター体育館	富山市本宮12番地
50	富山市大山B&G海洋センタープ	富山市小見233番地3

	ール	
5 1	富山市大山総合グラウンド	富山市花崎 3 9 1 番地
5 2	富山市立山山麓運動広場	富山市本宮 3 番地 2 0
5 3	富山市大山テニスコート	富山市花崎 3 2 9 番地
5 4	富山市八尾スポーツアリーナ	富山市八尾町井田 1 0 1 番地
5 5	富山市スポーツ・カヌーセンター	富山市八尾町高熊 1 0 番地 1
5 6	富山市八尾B&G海洋センタープール	富山市八尾町福島 1 8 1 番地
5 7	富山市八尾ゆめの森テニスコート	富山市八尾町下笹原 5 0 8 番地
5 8	富山市婦中体育館	富山市婦中町砂子田 1 番地 1
5 9	富山市婦中体育館音川分館	富山市婦中町外輪野 5 2 3 0 番地 1
6 0	富山市婦中スポーツプラザプール	富山市婦中町板倉 2 6 9 番地 1
6 1	富山市婦中スポーツプラザグラウンド	富山市婦中町板倉 2 6 9 番地 1
6 2	富山市婦中スポーツプラザテニスコート	富山市婦中町板倉 2 6 9 番地 1
6 3	富山市婦中武道館	富山市婦中町長沢 4 2 8 番地
6 4	富山市ストリートスポーツパーク	富山市婦中町下轡田 7 5 9 番地 1
6 5	富山市婦中パークゴルフ場	富山市婦中町羽根 1 0 6 8 番地 8
6 6	富山市山田総合体育センター	富山市山田中瀬 2 番地
6 7	富山市山田総合グラウンド	富山市山田中瀬 2 番地
6 8	富山市猪谷プール	富山市猪谷 9 1 9 番地

(指定管理者による管理)

第 2 条の 2 市長は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」

という。) 第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に前条の表1の項から10の項まで、12の項から33の項まで、35の項、36の項、39の項から44の項まで、47の項、48の項、51の項、53の項、56の項、57の項及び65の項に掲げるスポーツ施設(以下「指定管理者管理施設」という。)の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第2条の3 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者管理施設の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) 指定管理者管理施設の使用の承認に関する業務
- (3) 指定管理者管理施設の使用料(第2条の表56の項及び57の項にあつては、利用料金)の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者管理施設の管理に関し市長が必要と認める業務

(供用日等)

第2条の4 スポーツ施設の供用日及び供用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

2 指定管理者管理施設以外のスポーツ施設における前項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「指定管理者は、」とあるのは「市長が」と、「ときは、市長の承認を得て」とあるのは「ときは」とする。

(勤労身体障害者体育センターの利用者の範囲)

第3条 勤労身体障害者体育センターを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び

精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び富山県療育手帳交付要綱（昭和49年富山県告示第165号）第4条の規定により療育手帳の交付を受けている者並びにその介護者

(2) 前号に掲げる者で構成された団体

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、同項に掲げる者の使用に支障がない限りにおいて、センターを同項に掲げる者以外の者に使用させることができる。

（使用の承認）

第4条 スポーツ施設を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者（指定管理者管理施設以外のスポーツ施設にあつては、市長。次条、第6条第1項及び第11条において同じ。）の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、スポーツ施設の管理上必要な条件を付することができる。

（使用の不承認）

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を承認しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備等を破損するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上特に支障があるとき。

（使用の承認の取消し等）

第6条 指定管理者は、第4条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、スポーツ施設の使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (3) 第4条第2項の規定による承認の条件に違反したとき。

(4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定の適用により使用者が損害を受けても、指定管理者（指定管理者管理施設以外のスポーツ施設にあつては、市）はその賠償の責めを負わない。

（使用料等）

第7条 別表第2に掲げる施設の利用者は、同表に定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、当該使用料の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

2 別表第3に掲げる施設の利用者は、指定管理者に当該施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

3 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

4 利用料金は、別表第3に定める額（この額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）を超えない範囲内において、指定管理者が法第244条の2第9項後段の規定により市長の承認を受けて定める額とする。

5 指定管理者は、前項の利用料金を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 使用料又は利用料金（以下「使用料等」という。）の算定については、別表第2又は別表第3に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

(2) 使用時間の短縮による使用料等は、減額しない。

7 使用料等は、前納とする。ただし、市長（第2条の表56の項及び57の項に掲げるスポーツ施設にあつては指定管理者。次条及び第9条第3号において同じ。）が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料等の減免)

第8条 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料等を減免することができる。

(使用料等の還付)

第9条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用ができなかったとき。
- (2) 使用期日の10日前までに使用の取消しを申し出たとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等)

第11条 使用者は、スポーツ施設に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は使用が終ったとき(第6条第1項の規定により使用の承認を取り消されたときを含む。)は、直ちに原状に回復し、返還しなければならない。

(駐車場の使用料)

第13条 富山市総合体育館の駐車場(以下単に「駐車場」という。)を使用する者は、使用料を納付しなければならない。ただし、富山市総合体育館の使用の承認を受けた者が規則で定める時間内に駐車場を使用する場合は、無料とする。

- 2 駐車場の使用料は、別表第4に定めるところにより算定した額とする。
- 3 市長は、公益のため富山市総合体育館を使用する場合で特別の理由があると認めるときは、駐車場の使用料を減免することができる。

4 前3項に定めるもののほか、駐車場の使用料の納付方法その他駐車場の使用に関し必要な事項は、別に定める。

(損害賠償)

第14条 施設又は附属施設等を損傷し、又は滅失した者は、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の富山市体育施設条例(昭和39年富山市条例第11号)、大沢野町体育施設設置条例(昭和38年大沢野町条例第14号)、大沢野町武道館設置条例(昭和51年大沢野町条例第26号)、大沢野町青少年体育センター設置条例(平成15年大沢野町条例第1号)、大山町営体育施設条例(昭和43年大山町条例第19号)、八尾町社会体育館設置及び管理条例(昭和43年八尾町条例第259号)、八尾町B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例(平成8年八尾町条例第1号)、八尾町ゆめの森テニスコート設置及び管理条例(平成10年八尾町条例第1号)、八尾スポーツアリーナ設置及び管理に関する条例(平成11年八尾町条例第16号)、婦中町民体育館条例(昭和53年婦中町条例第8号)、婦中町武道館条例(平成6年婦中町条例第30号)、婦中スポーツプラザ条例(平成6年婦中町条例第17号)、山田村営体育施設条例(昭和61年山田村条例第1号)又は細入村体育施設設置条例(平成4年細入村条例第17号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成17年9月30日富山市条例第365号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の富山市スポーツ施設条例第4条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請は、この条例による改正後の富山市スポーツ施設条例第4条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請とみなす。

附 則 (平成17年12月22日富山市条例第379号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月26日富山市条例第71号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成18年10月31日教委規則第5号で平成18年11月9日から施行)

附 則 (平成19年3月26日富山市条例第25号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日富山市条例第41号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月23日富山市条例第18号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日富山市条例第19号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年9月28日富山市条例第50号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定、第2条の2の改正規定(「39の項まで、42の項から48の項まで、51の項から54の項まで、57の項、58の項、61の項及び62の項」を「40の項まで、43の項から49の項まで、52の項から55の項まで、58の項、59の項、62の項及び63の項」に改める部分に限る。)、第2条の3第3号の改正規定、第7条第6項の改正規定、別表第1の改正規定(屋内競技場の項を加える部分に限る。)

及び別表第2の改正規定は、同年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日富山市条例第14号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月21日富山市条例第63号）

この条例中第2条の表12の項の改正規定は平成25年1月5日から、別表第1の改正規定（大沢野弓道場の項を削る部分を除く。）は同年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月27日富山市条例第15号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。ただし、第1条中富山市スポーツ施設条例第2条の改正規定、第7条の改正規定及び別表第1の改正規定並びに次項の規定は同年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日富山市条例第28号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年8月15日から施行する。

附 則（平成26年3月28日富山市条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は平成26年4月1日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

（平成26年4月15日規則第45号で平成26年5月1日から施行）

（経過措置）

- 2 平成26年4月1日前に駐車場に入場し、同日以後引き続いて駐車している自動車に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月29日富山市条例第50号）

この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から施行する。

附 則（平成26年12月16日富山市条例第66号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日富山市条例第26号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月17日富山市条例第54号）

この条例は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日富山市条例第21号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日富山市条例第32号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（富山市婦中パークゴルフ広場条例の廃止）

2 富山市婦中パークゴルフ広場条例（平成17年富山市条例第329号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の富山市婦中パークゴルフ広場条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、改正後の富山市スポーツ施設条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成30年9月27日富山市条例第53号）

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日富山市条例第9号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（富山市スポーツ施設条例の一部改正に伴う経過措置）

7 施行日前に駐車場に入場し、施行日以後引き続き駐車している自動車に係る使用料の額については、なお従前の例による。

別表第1（第2条の4関係）

施設名	供用日	供用時間
総合体育館	1月5日から12月27日まで の日	午前9時から午後9時30分 （日曜日及び休日にあつて

		は、午後 7 時) まで
東富山体育館及び 2000 年体育館	1 月 5 日から 12 月 27 日までの日	午前 9 時から午後 9 時 (日曜日及び休日にあつては、午後 5 時) まで
勤労身体障害者体育センター及び花木体育センター	1 月 5 日から 12 月 27 日までの日	午前 9 時から午後 9 時 (日曜日及び休日にあつては、午後 5 時) まで
市民球場	1 月 5 日から 12 月 27 日までの日	午前 9 時から午後 9 時まで
市民プール	1 月 5 日から 12 月 27 日までの日	(1) 個人及び団体の場合 ア 日曜日及び休日 午前 10 時から午後 7 時まで イ ア以外の日 午前 10 時から午後 9 時 30 分まで (2) 大会等の場合 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
東富山温水プール	1 月 5 日から 12 月 27 日までの日	(1) 個人及び団体の場合 ア 日曜日及び休日 午前 10 時から午後 4 時 30 分まで イ 土曜日 (この日が休日に当たるときを除く。) 及び夏期期間 (日曜日及び休日を除く。) 午前 10 時から午後 8 時まで

		ウ ア及びイ以外の日 正 午から午後 8 時まで (2) 大会の場合 午前 9 時 から午後 9 時まで
北部プール	1 月 5 日から 1 2 月 2 7 日ま での日	午前 9 時から午後 9 時まで
北部錬成館	1 月 5 日から 1 2 月 2 7 日ま での日	午前 9 時から午後 9 時まで
水橋錬成館	1 月 5 日から 1 2 月 2 7 日ま での日	午前 9 時から午後 5 時まで
大久保運動 広場	全日	午前 6 時から午後 6 時まで
東富山運動 広場	3 月 1 日から 1 2 月 2 7 日ま での日	(1) 6 月から 9 月までの日 午前 9 時から午後 7 時(日曜 日及び休日にあつては、午後 5 時) まで (2) (1)以外の日 午前 9 時 から午後 5 時まで
その他の運 動広場	全日	午前 6 時から午後 6 時まで
馬場記念公 園庭球場、 石坂庭球 場、五艘庭 球場及び布 瀬南公園庭 球場	3 月 1 日から 1 2 月 2 7 日ま での日	午前 9 時から午後 5 時まで
蜷川庭球 場、月岡庭	3 月 1 日から 1 2 月 2 7 日ま での日	午前 9 時から午後 5 時まで

球場、呉羽 庭球場及び 西番庭球場		
星井町庭球 場	3月1日から12月27日ま での日	午前9時から午後9時まで
城東ふれあ い公園庭球 場	1月5日から12月27日ま での日	午前9時から午後5時（6月 から9月までの日にあつて は、午後7時）まで
東富山運動 広場庭球場	3月1日から12月27日ま での日	午前9時から午後9時（日曜 日及び休日にあつては、午後 5時）まで
相撲場	全日	午前9時から午後5時まで
屋内ゲート ボール場	1月5日から12月27日ま での日	午前9時から午後5時まで
パークゴル フ場及び常 願寺川パー クゴルフ場	4月上旬から12月中旬まで の期間で市長が定める日	(1) 5月から8月までの日 午前8時から午後7時まで (2) (1)以外の日 午前9時 から午後5時まで
屋内競技場	1月5日から12月27日ま での日	午前9時から午後9時30分 （日曜日及び休日にあつて は、午後5時）まで
大沢野青少 年体育セン ター	1月4日から12月28日ま での日。ただし、月曜日（こ の日が休日に当たるときは、 その翌日）を除く。	午後1時から午後9時（土曜 日にあつては、午前9時から 午後9時、日曜日及び休日 にあつては、午前9時から午後 5時）まで
下夕南部体 育館	全日	午前9時から午後9時まで
下夕北部体	全日	午前9時から午後9時まで

育館		
大沢野総合運動公園野球場及び大沢野総合運動公園陸上競技場	4月1日から11月30日までの日。ただし、月曜日（この日が休日に当たるときは、その翌日）を除く。	午前9時から午後5時まで
大沢野グラウンド	3月から12月までの日	午前9時から午後7時まで
大沢野プール	7月中旬から8月下旬までの期間で市長が定める日	午前10時から午後4時まで
大沢野武道館	1月4日から12月28日までの日。ただし、月曜日（この日が休日に当たるときは、その翌日）を除く。	午後1時から午後9時（土曜日にあっては、午前9時から午後9時、日曜日及び休日にあっては、午前9時から午後5時）まで
西大沢運動広場、下タ南部グラウンド及び下タ北部グラウンド	3月から11月までの日	午前9時から午後9時まで
大山社会体育館及び大山総合体育センター	1月5日から12月27日までの日。ただし、月曜日（この日が休日に当たるときを除く。）を除く。	午前9時から午後9時30分（日曜日及び休日にあっては、午後5時）まで
大山B&G海洋センター体育館	全日	午前9時から午後9時まで

大山B&G海洋センタープール	5月中旬から9月までの期間で市長が定める日。ただし、8月15日を除く。	午前9時から午後4時まで
大山総合グラウンド	1月5日から12月27日までの日。ただし、月曜日（この日が休日に当たるときを除く。）を除く。	午前9時から午後9時30分（日曜日及び休日にあっては、午後5時）まで
立山山麓運動広場	4月1日から11月30日までの日	午前9時から午後5時まで
大山テニスコート	1月5日から12月27日までの日。ただし、月曜日（この日が休日に当たるときを除く。）を除く。	午前9時から午後5時まで
八尾スポーツアリーナ	1月4日から12月28日までの日	午前9時から午後9時30分（日曜日及び休日にあっては、午後5時）まで
スポーツ・カヌーセンター	1月5日から12月27日までの日	午前9時から午後9時30分まで
八尾B&G海洋センタープール	1月4日から12月28日までの日	午前10時から午後9時まで
八尾ゆめの森テニスコート	4月1日から11月30日までの日。ただし、月曜日（この日が休日に当たるときは、その翌日）を除く。	午後1時から午後9時（土曜日にあっては、午前9時から午後9時、日曜日及び休日にあっては、午前9時から午後5時）まで
婦中体育館	1月5日から12月27日までの日	午前9時から午後9時30分（日曜日及び休日にあは

		は、午後 5 時) まで
婦中体育館 音川分館	1 月 5 日から 1 2 月 2 7 日ま での日。ただし、月曜日 (こ の日が休日に当たるときを除 く。) を除く。	午前 9 時から午後 9 時 3 0 分 (日曜日及び休日にあつて は、午後 5 時) まで
婦中スポー ツプラザプ ール	7 月中旬から 8 月下旬までの 期間で市長が定める日	午前 1 0 時から午後 4 時まで
婦中スポー ツプラザグ ラウンド	3 月 1 日から 1 2 月 2 7 日ま での日	午前 9 時から午後 9 時まで
婦中スポー ツプラザテ ニスコート	3 月 1 日から 1 2 月 2 7 日ま での日	午前 9 時から午後 5 時まで
婦中武道館	1 月 5 日から 1 2 月 2 7 日ま での日。ただし、火曜日 (こ の日が休日に当たるときを除 く。) を除く。	午前 9 時から午後 9 時 3 0 分 (日曜日及び休日にあつて は、午後 5 時) まで
ストリート スポーツパ ーク	1 月 5 日から 1 2 月 2 7 日ま での日	午後 1 時から午後 8 時 (土曜 日にあつては午前 1 0 時から 午後 8 時、日曜日及び休日 にあつては午前 1 0 時から午後 7 時) まで
婦中パーク ゴルフ場	4 月 1 日から 1 1 月 3 0 日ま での日。ただし、火曜日 (こ の日が休日に当たるときは、 その翌日) を除く。	午前 9 時から午後 5 時まで
山田総合体 育センター	1 月 5 日から 1 2 月 2 7 日ま での日。ただし、次に掲げる	午前 9 時から午後 9 時 (日曜 日及び休日にあつては、午後

	<p>日を除く。</p> <p>(1) 月曜日（この日が休日に当たるときを除く。）</p> <p>(2) 休日の翌日（この日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときを除く。）</p>	5時) まで
山田総合グラウンド	<p>1月5日から12月27日までの日。ただし、次に掲げる日を除く。</p> <p>(1) 月曜日（この日が休日に当たるときを除く。）</p> <p>(2) 休日の翌日（この日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときを除く。）</p>	午前9時から午後9時（日曜日及び休日にあつては、午後5時）まで
猪谷プール	7月中旬から8月下旬までの期間で市長が定める日	午前10時から午後4時まで

備考

- この表において「その他の運動広場」とは、蜷川ちびっこ運動場、和合運動広場、五艘運動広場、呉羽運動広場、西番運動広場及び奥田北少年サッカー広場をいう。
- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- この表において「夏期期間」とは、7月下旬から8月下旬までの期間のうち市長が定める期間をいう。

別表第2（第7条関係）

1 総合体育館

(1) 個人及び団体の場合

種別	単位	金額（円）	超過料金 （円）（1時
----	----	-------	----------------

					間につき)
個人	第1アリーナ、 第2アリーナ、	大人（高校生以上）	2時間 につき	230	120
	卓球練習場及び ランニングコー ス	小人（小学生及 び中学生）		110	70
		体操練習場、弓 道練習場及びボ クシング室		大人（高校生以 上）	340
	フィットネスル ーム	小人（小学生及 び中学生）		180	80
		大人（高校生以 上）		450	240
	軽運動室	小人（中学生）		230	120
		大人（高校生以 上）		110	70
	小人（小学生及 び中学生）	70		30	
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80 パーセントに相当する額			
期間 使用 券	体操練習場、弓 道練習場及びボ クシング室	大人（高校生以 上）	12月 券	16,940	/
		小人（小学生及 び中学生）		8,480	
	フィットネスル ーム	大人（高校生以 上）	1月券	5,640	
			3月券	11,300	
			6月券	16,940	
12月	22,590				

		券	0
	小人（中学生）	1月券	2, 820
		3月券	5, 640
		6月券	8, 480
		12月券	11, 300

備考

- 1 ランニングコース以外の施設（軽運動室を除く。）の使用に伴いランニングコースを使用する場合のランニングコースの使用料は、無料とする。
- 2 フィットネスルームの使用に伴い軽運動室を使用する場合の軽運動室の使用料は、無料とする。
- 3 市外に住所を有する者の期間使用券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 4 期間使用券は、個人使用の場合に限る。
- 5 期間使用券による使用者は、1日につき1回（2時間以内）に限り施設（フィットネスルームにおいては、市民プール及び市民球場のフィットネスルームを含む。）を使用することができる。
- 6 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額（円）							超過料金（円） （1時間につき）
	9時～ 11時	11時～ 13時	13時～ 15時	15時～ 17時	17時～ 19時	19時～ 21時	21時～ 23時	
第1アリーナ	5,640	5,640	5,640	5,640	5,640	7,060	3,390	
入場料								

一 ナ	ア ス ポ ー ツ に 使 用 す る と き	の 場 合							
		入 場 有 料 の 場 合	1 6 , 9 4 0	1 6 , 9 4 0	1 6 , 9 4 0	1 6 , 9 4 0	1 6 , 9 4 0	2 1 , 1 8 0	1 0 , 1 7 0
	そ の 他 の 催 し に 使 用 す る と き	入 場 無 料 の 場 合	2 2 , 5 9 0	2 2 , 5 9 0	2 2 , 5 9 0	2 2 , 5 9 0	2 2 , 5 9 0	2 8 , 2 4 0	1 3 , 5 5 0
		入 場 有 料 の 場 合	1 0 5 , 8 8 0	1 0 5 , 8 8 0	1 0 5 , 8 8 0	1 0 5 , 8 8 0	1 0 5 , 8 8 0	1 3 2 , 3 5 0	6 3 , 5 3 0
	興行の ため使 用する	1 5 8 , 8 2 0	1 5 8 , 8 2 0	1 5 8 , 8 2 0	1 5 8 , 8 2 0	1 5 8 , 8 2 0	1 9 8 , 5 2 0	9 5 , 2 9 0	

		とき							
第 2 ア リ ー ナ	ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ に 使 用 す る と き	入 場 無 料 の 場 合	2, 6 5 0	2, 6 5 0	2, 6 5 0	2, 6 5 0	2, 6 5 0	3, 2 9 0	1, 5 9 0
	そ の 他 の 催 し に 使 用 す る と き	入 場 有 料 の 場 合	7, 9 5 0	7, 9 5 0	7, 9 5 0	7, 9 5 0	7, 9 5 0	9, 8 8 0	4, 7 7 0
		入 場 無 料 の 場 合	1 0, 5 9 0	1 0, 5 9 0	1 0, 5 9 0	1 0, 5 9 0	1 0, 5 9 0	1 3, 2 4 0	6, 3 6 0
		入 場 有 料 の 場 合	2 9, 4 2 0	2 9, 4 2 0	2 9, 4 2 0	2 9, 4 2 0	2 9, 4 2 0	3 5, 2 9 0	1 7, 6 5 0

場 合								
興行の ため使 用する とき	4 4 , 1 2 0	4 4 , 1 2 0	4 4 , 1 2 0	4 4 , 1 2 0	4 4 , 1 2 0	4 4 , 1 2 0	5 2 , 9 4 0	2 6 , 4 7 0
体操練習場	2 , 6 5 0	2 , 6 5 0	2 , 6 5 0	2 , 6 5 0	2 , 6 5 0	2 , 6 5 0	3 , 2 9 0	1 , 5 9 0
弓道練習場	2 , 3 5 0	2 , 3 5 0	2 , 3 5 0	2 , 3 5 0	2 , 3 5 0	2 , 3 5 0	2 , 9 5 0	1 , 4 2 0
ボクシング 室	1 , 1 8 0	1 , 1 8 0	1 , 1 8 0	1 , 1 8 0	1 , 1 8 0	1 , 1 8 0	1 , 4 8 0	7 0 0
軽運動室	1 , 1 8 0	1 , 1 8 0	1 , 1 8 0	1 , 1 8 0	1 , 1 8 0	1 , 1 8 0	1 , 4 8 0	7 0 0
研修室（1か ら3までの 各室）	3 , 0 6 0	3 , 0 6 0	3 , 0 6 0	3 , 0 6 0	3 , 0 6 0	3 , 0 6 0	3 , 7 7 0	1 , 8 4 0

備考

- 1 第1アリーナの2分の1又は4分の1の部分専用を使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ50パーセント又は25パーセントに相当する額とする。
- 2 第2アリーナの2分の1又は6分の1の部分専用を使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ50パーセント又は17パーセントに相当する額とする。
- 3 第1アリーナ又は第2アリーナを大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額（備考1又は備考2の適用を受ける場合は、それぞれその適用後の額）のそれぞれ30パーセントに相当する額とする。
- 4 冷房又は暖房期間中に第1アリーナ若しくは第2アリーナ（それぞれその全面を専用を使用する場合に限る。）、体操練習場、ボク

シング室、軽運動室又は研修室を使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ20パーセントに相当する額を加算する。

5 附属設備の使用料については、別に定める。

2 東富山体育館及び2000年体育館

(1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額（円）	超過料金（円） （1時間につき）
個人	大人（高校生以上）	2時間につき	110	70
	小人（小学生及び中学生）		70	30
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		
回数券	110円券	11枚つづり	880	/
	70円券		510	

備考

1 市外に住所を有する者の回数券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。

2 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額（円）						超過料金 （円） （1時間につき）	
	9時～ 11時	11時～ 13時	13時～ 15時	15時～ 17時	17時～ 19時	19時～ 21時		
アマチュアスポーツ	入場料	1,770	1,770	2,350	2,350	2,940	2,940	1,300
	無料の場合	0	0	0	0	0	0	0

ツに 使用 する とき	入場 有料 の場 合	3, 5 3 0	3, 5 3 0	4, 7 1 0	4, 7 1 0	5, 8 9 0	5, 8 9 0	2, 5 9 0
その 他の 催し に使 用す ると き	入場 無料 の場 合	8, 8 2 0	8, 8 2 0	1 1, 7 6 0	1 1, 7 6 0	1 4, 7 1 0	1 4, 7 1 0	6, 4 7 0
	入場 有料 の場 合	1 7, 6 5 0	1 7, 6 5 0	2 3, 5 3 0	2 3, 5 3 0	2 9, 4 2 0	2 9, 4 2 0	1 2, 9 5 0

備考

- 1 施設の2分の1又は6分の1の部分を専用使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ50パーセント又は17パーセントに相当する額とする。
- 2 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額(備考1の適用を受ける場合は、その適用後の額)の30パーセントに相当する額とする。
- 3 附属設備の使用料については、別に定める。

3 市民球場

(1) グラウンド

種別	使用時間区分による金額 (円)						超過料金 (円) (1時間 につき)	
	9時～ 12時	13時 ～17 時	18時 ～21 時	9時～ 17時	13時 ～21 時	9時～ 21時		
アマ チュ アス	入場 無料 の場 合	7, 0 6 0	9, 4 2 0	7, 0 6 0	1 6, 4 7 0	1 6, 4 7 0	2 3, 5 3 0	2, 3 5 0

ポ一合								
ツに	入場	3 5 , 2	4 7 , 0	3 5 , 2	8 2 , 3	8 2 , 3	1 1 7 ,	1 1 , 7
使用	有料	9 0	6 0	9 0	5 0	5 0	6 4 0	6 0
する	の場							
とき	合							
その	入場	7 0 , 5	9 4 , 1	7 0 , 5	1 6 4 ,	1 6 4 ,	2 3 5 ,	2 3 , 5
他の	無料	9 0	2 0	9 0	7 0 0	7 0 0	2 8 0	3 0
催し	の場							
に使	合							
用す	入場	1 7 6 ,	2 3 5 ,	1 7 6 ,	4 1 1 ,	4 1 1 ,	5 8 8 ,	5 8 , 8
ると	有料	4 6 0	2 8 0	4 6 0	7 4 0	7 4 0	2 0 0	2 0
き	の場							
	合							

備考

- 1 アマチュアスポーツで練習のために使用する場合は、この表に定める額の50パーセントに相当する額とする。
- 2 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額の30パーセントに相当する額とする。
- 3 照明設備、スコアボードその他の附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 研修室

種別	使用時間区分による金額 (円)						超過料金 (円) (1時間 につき)
	9時～ 12時	13時 ～17 時	18時 ～21 時	9時～ 17時	13時 ～21 時	9時～ 21時	
小研修室 (1から 4までの	3, 18 0	4, 24 0	3, 18 0	7, 42 0	7, 42 0	10, 5 90	1, 06 0

各室)							
大研修室	8, 8 2	1 1, 7	8, 8 2	2 0, 5	2 0, 5	2 9, 4	2, 9 5
	0	6 0	0	9 0	9 0	2 0	0

備考

- 1 冷房又は暖房期間中に使用する場合は、この表に定める額の20パーセントに相当する額を加算する。
- 2 グラウンドの使用（練習のための使用を除く。）に伴い使用する場合は、無料とする。
- 3 附属設備の使用料については、別に定める。

(3) その他の施設

種別		単位	金額（円）
屋内練習場	アマチュアスポーツに使用するとき	1時間につき	9 4 0
	その他の催しに使用するとき		4, 7 1 0
サブグラウンド	アマチュアスポーツに使用するとき	1時間につき	1, 1 8 0
	その他の催しに使用するとき		1 1, 7 6 0
フィットネスルーム1	専用使用	1時間につき	1, 1 8 0
フィットネスルーム1・フィットネスルーム2共通	個人使用	大人（高校生以上）	2時間につき 1 8 0
		小人（中学生）	1 1 0
	回数券	1 8 0 円券	1 1 枚つづり 1, 4 0 0
		1 1 0 円券	8 8 0

備考

- 1 市外に住所を有する者の回数券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。

2 フィットネスルーム 1 又はフィットネスルーム 2 を個人使用した場合の超過料金は、1 時間につき大人は 9 0 円、小人は 6 0 円とする。

3 冷房又は暖房期間中にフィットネスルーム 1 の使用（専用使用の場合に限る。）をする場合は、この表に定める額の 2 0 パーセントに相当する額を加算する。

4 グラウンドの使用（練習のための使用を除く。）に伴い屋内練習場又はサブグラウンドを使用する場合は、無料とする。

4 市民プール

(1) プール、フィットネスルーム及びスポーツサウナ室

ア 個人及び団体の場合

種別			単位	金額（円）	超過料金 （円）（1 時間につき）
個人	プール	大人（高校生以上）	2 時間につき	4 5 0	2 4 0
		小人（中学生以下）		1 8 0	8 0
	フィットネスルーム	大人（高校生以上）		4 5 0	2 4 0
		小人（中学生）		2 3 0	1 2 0
	スポーツサウナ室	大人（高校生以上）	1 回につき	4 8 0	
		小人（中学生以下）		2 4 0	
団体	2 0 人以上		1 人当たり個人所定料金の 8 0 パーセントに相当する額		
期間	プール	大人（高校生以上）	1 月券	5, 6 4 0	
			3 月券	1 1, 3 0	

使用券				0
			6月券	16,940
			12月券	22,590
		小人（中学生以下）	1月券	2,120
			3月券	4,240
			6月券	6,360
			12月券	8,480
	フィットネスルーム	大人（高校生以上）	1月券	5,640
			3月券	11,300
			6月券	16,940
			12月券	22,590
		小人（中学生）	1月券	2,820
			3月券	5,640
			6月券	8,480
			12月券	11,300
プール・フィットネスルーム共通	大人（高校生以上）	1月券	6,790	
		3月券	13,550	
		6月券	20,330	
		12月券	27,100	

	小人（中学生）	1月券	2,960
		3月券	5,930
		6月券	8,900
		12月券	11,860

備考

- 1 市外に住所を有する者の期間使用券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 プールの使用に併せてフィットネスルームを使用する場合又はプール若しくはフィットネスルームの使用に併せてスポーツサウナ室を使用する場合は、それぞれこの表に定める額の合計額の60パーセントに相当する額とする。
- 3 団体による使用は、プール及びフィットネスルームに限る。
- 4 期間使用券は、個人使用の場合に限る。
- 5 プールの期間使用券によるプールの使用者は、1日につき1回（2時間以内）に限りプール（東富山温水プールを含む。）を使用することができる。
- 6 フィットネスルームの期間使用券によるフィットネスルームの使用者は、1日につき1回（2時間以内）に限りフィットネスルーム（総合体育館及び市民球場のフィットネスルームを含む。）を使用することができる。
- 7 プール・フィットネスルーム共通の期間使用券による使用者は、1日につきプール（東富山温水プールを含む。）及びフィットネスルーム（総合体育館及び市民球場のフィットネスルームを含む。）をそれぞれ1回（2時間以内）に限り使用することができる。

イ 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額（円）						超過料金 （円） （1時間
	9時～ 12時	13時 ～17	18時 ～21	9時～ 17時	13時 ～21	9時～ 21時	

		時	時 3 0	時 3 0	時 3 0	3 0 分	につき)	
			分	分	分			
5 0 メー トル プー ル	入場	2 8 , 2	3 5 , 2	5 6 , 4	6 3 , 5	9 1 , 7	1 1 9 ,	1 1 , 3
	無料 の場 合	4 0	9 0	7 0	3 0	6 0	9 9 0	0 0
ル	入場	7 7 , 6	9 8 , 8	1 5 7 ,	1 7 6 ,	2 5 6 ,	3 3 4 ,	3 1 , 0
	有料 の場 合	4 0	2 0	6 4 0	4 6 0	4 5 0	1 0 0	6 0
2 5 メー トル プー ル	入場	1 4 , 1	1 7 , 6	2 8 , 2	3 1 , 7	4 5 , 8	6 0 , 0	5 , 6 4
	無料 の場 合	2 0	5 0	4 0	7 0	9 0	1 0	0
ル	入場	3 8 , 8	4 9 , 4	7 8 , 8	8 8 , 2	1 2 8 ,	1 6 7 ,	1 5 , 5
	有料 の場 合	3 0	1 0	3 0	4 0	2 3 0	0 5 0	3 0

備考

- 1 5 0メートルプールの2分の1の部分専用を使用する場合は、この表に定める額の50パーセントに相当する額とする。
 - 2 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額(備考1の適用を受ける場合は、その適用後の額)の30パーセントに相当する額とする。
 - 3 5 0メートルプールの使用に併せて2 5メートルプールを使用する場合の2 5メートルプールの使用料の額は、この表に定める額の30パーセントに相当する額とする。
 - 4 附属設備の使用料については、別に定める。
- (2) 研修室及び多目的ホール

種別	使用時間区分による金額（円）						超過料金 （円） （1時間 につき）
	9時～ 11時	11時～ 13時	13時～ 15時	15時～ 17時	17時～ 19時	19時～ 21時30分	
研修室 （1及び 2の各 室）	2,350	2,350	2,350	2,350	2,350	2,950	1,420
多目的ホ ール（1 及び2の 各室）	3,530	3,530	3,530	3,530	3,530	4,350	2,120

備考

- 1 50メートルプールの使用に伴い研修室又は多目的ホールを使用する場合は、無料とする。
- 2 冷房又は暖房期間中に使用する場合は、この表に定める額の20パーセントに相当する額を加算する。
- 3 附属設備の使用料については、別に定める。
- 5 東富山温水プール
 - (1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額（円）	超過料金（円） （1時間につ き）
個人	大人（高校生以 上）	2時間につき	230	120
	小人（中学生以 下）		110	70
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに		

		相当する額	
回数券	230円券	11枚つづり	1,840
	110円券		880
期間使用券	大人(高校生以上)	1月券	2,820
		3月券	5,640
		6月券	8,480
		12月券	11,300
	小人(中学生以下)	1月券	1,420
		3月券	2,820
		6月券	4,240
		12月券	5,640

備考

- 1 市外に住所を有する者の回数券及び期間使用券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 期間使用券は、個人使用の場合に限る。
- 3 期間使用券による使用者は、1日につき1回(2時間以内)に限りプールを使用することができる。

(2) 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額(円)						超過料金(円) (1時間につき)
	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 21時	9時～ 17時	13時～ 21時	9時～ 21時	
入場無料の場合	9,420	11,760	18,830	21,180	30,590	40,000	3,180
入場有料の場合	23,530	28,240	47,060	51,770	75,290	98,820	7,890

6 北部プール

種別		単位	金額（円）	超過料金（円） （1時間につき）
個人	大人（高校生以上）	2時間につき	70	30
	小人（中学生以下）		30	20
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		
期間使用券	大人（高校生以上）	6月券	2,120	/
		12月券	2,820	
	小人（中学生以下）	6月券	1,280	
		12月券	1,700	

備考

- 1 市外に住所を有する者の期間使用券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 期間使用券は、個人使用の場合に限る。
- 3 期間使用券による使用者は、1日につき1回（2時間以内）に限りプールを使用することができる。

7 東富山運動広場

種別	単位	金額（円）	超過料金（円） （1時間につき）
運動広場	2時間につき	1,180	590

備考 この表において「2時間」とは、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで、15時から17時まで又は17時から19時までのいずれかの時間をいう。

- 8 馬場記念公園庭球場、石坂庭球場、蜷川庭球場、五艘庭球場、呉羽庭球場、星井町庭球場、布瀬南公園庭球場、西番庭球場、城東ふ

れあい公園庭球場及び東富山運動広場庭球場

種別		単位	金額（円）	超過料金（円） （1時間につき）
1面	大人（高校生以上）	2時間につき	450	240
	小人（小学生及び中学生）		230	120
回数券	450円券	11枚つづり	3,600	
	230円券		1,840	

備考

- この表において「2時間」とは、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで、15時から17時まで、17時から19時まで又は19時から21時までのいずれかの時間をいう。
- 市外に住所を有する者の回数券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 大人と小人が共同で使用する場合の1面の使用料の額は、大人の使用料によるものとする。
- 照明設備を使用する場合は、1面につき550円を加算する。

9 屋内ゲートボール場

種別		金額（円）（使用時間につき）
個人使用	大人（高校生以上）	110
	小人（中学生以下）	70
専用使用（1面につき）		1,120

備考 この表において「使用時間」とは、9時から12時まで又は13時から17時までのいずれかの時間をいう。

10 パークゴルフ場

種別	単位	金額（円）
----	----	-------

個人	大人（高校生以上）	1 ラウンド（18ホール）につき	570
		1日につき	800
	小人（中学生以下）	1 ラウンド（18ホール）につき	280
		1日につき	390
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額	
年間使用券	大人（高校生以上）	12月券	13,180
	小人（中学生以下）		6,590

備考

- 1 市外に住所を有する者の年間使用券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 年間使用券は、個人使用の場合に限る。
- 3 年間使用券による使用者は、1日につき1回限り施設を使用することができる。

1.1 屋内競技場

(1) 個人及び団体の場合

種別			単位	金額（円）	超過料金 （円）（1時間につき）
個人	アリーナ、ランニングコース及び多目的ホール	大人（高校生以上）	2時間につき	110	70
		小人（小学生及び中学生）		70	30
	屋内グラウンド	大人（高校生以上）		230	120
		小人（小学生及び中学生）		110	70

団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		
回数券	230円券	11枚 つづり	1,840	
	110円券		880	
	70円券		510	

備考

- 1 ランニングコース以外の施設の使用に伴いランニングコースを使用する場合のランニングコースの使用料は、無料とする。
- 2 市外に住所を有する者の回数券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 3 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 大会等の場合

種別			使用時間区分による金額（円）						超過料金（円） （1時間につき）
			9時～ 11時	11時～ 13時	13時～ 15時	15時～ 17時	17時～ 19時	19時～ 21時30分	
アリーナ	アマチュアスポーツ	入場無料の場合	1,770	1,770	2,350	2,350	2,940	3,530	1,300
		入場有料の場合	3,530	3,530	4,700	4,700	5,890	7,060	2,590

	するとき	場合							
	その他の催しに使用するとき	入場無料の場合	8, 8 2 0	8, 8 2 0	1 1, 7 6 0	1 1, 7 6 0	1 4, 7 1 0	1 7, 6 5 0	6, 4 7 0
	使用するとき	入場有料の場合	1 7, 6 5 0	1 7, 6 5 0	2 3, 5 3 0	2 3, 5 3 0	2 9, 4 2 0	3 5, 2 9 0	1 2, 9 5 0
屋内グラウンド	アマチュアスポーツに使用	入場無料の場合	2, 9 5 0	2, 9 5 0	3, 5 3 0	3, 5 3 0	4, 1 1 0	4, 7 1 0	1, 7 7 0
		入場有料	5, 8 9 0	5, 8 9 0	7, 0 6 0	7, 0 6 0	8, 2 4 0	9, 4 2 0	3, 5 3 0

用 す る と き	の 場 合							
そ の 他 の 催 し に 使 用 す る と き	入 場 無 料 の 場 合	14, 710	14, 710	17, 650	17, 650	20, 590	23, 530	8,82 0
	入 場 有 料 の 場 合	29, 420	29, 420	35, 290	35, 290	41, 180	47, 060	17,6 50
会議室		590	590	590	590	590	740	300
多目的ホー ル		590	590	590	590	590	740	300

備考

- アリーナの2分の1又は6分の1の部分を専用使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ50パーセント又は17パーセントに相当する額とする。
- 屋内グラウンドの3分の1の部分を専用使用する場合は、この表に定める額の34パーセントに相当する額とする。
- アリーナ又は屋内グラウンドを大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額

(備考1又は備考2の適用を受ける場合は、それぞれその適用後の額)のそれぞれ30パーセントに相当する額とする。

4 冷房又は暖房期間中に会議室又は多目的ホールを使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ20パーセントに相当する額を加算する。

5 附属設備の使用料については、別に定める。

1.2 大沢野総合運動公園野球場

種別		単位	金額(円)	超過料金(円) (1時間につき)
入場無料 の場合	大人(高校生以上)	2時間につき	1,480	730
	小人(小学生及び中学生)		890	440
入場有料 の場合	大人(高校生以上)		14,710	7,350
	小人(小学生及び中学生)		8,820	4,420

備考

1 この表において「2時間」とは、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで又は15時から17時までのいずれかの時間をいう。

2 附属設備の使用料については、別に定める。

1.3 大沢野総合運動公園陸上競技場

(1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額(円)	超過料金(円) (1時間につき)
個人	大人(高校生以上)	2時間につき	110	70
	小人(小学生及び中学生)		70	30

団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額
----	-------	---------------------------

備考 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 大会等の場合

種別	単位	金額（円）	超過料金（円）（1時間につき）
入場無料の場合	2時間につき	1,480	730
入場有料の場合		17,650	8,820

備考

1 この表において「2時間」とは、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで又は15時から17時までのいずれかの時間をいう。

2 附属設備の使用料については、別に定める。

1.4 西大沢運動広場

附属設備の使用料については、別に定める。

1.5 大山社会体育館

(1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額（円）	超過料金（円）（1時間につき）
アリー	大人（高校生以上）	2時間につき	110	70
ナ・エアロビクススタジオ	小人（小学生及び中学生）		70	30
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		

備考 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額（円）	超過料
----	----------------	-----

			9時～ 11時	11時～ 13時	13時～ 15時	15時～ 17時	17時～ 19時	19時～ 21時 30分	金(円) (1時間 につき)
ア リ ー ナ	アマ チュ ア スポ ー ツ に 使 用 す る と き	入 場 無 料 の 場 合	1, 7 70	1, 7 70	2, 3 50	2, 3 50	2, 9 40	3, 5 30	1, 30 0
		入 場 有 料 の 場 合	3, 5 30	3, 5 30	4, 7 10	4, 7 10	5, 8 90	7, 0 60	2, 59 0
	そ の 他 の 催 し に 使 用	入 場 無 料 の 場 合	8, 8 20	8, 8 20	11, 760	11, 760	14, 710	17, 650	6, 47 0
		入 場	17, 650	17, 650	23, 530	23, 530	29, 420	35, 290	12, 9 50

する とき	有 料 の 場 合							
エアロビク スタジオ		590	590	590	590	590	740	300

備考

- 1 アリーナの2分の1又は6分の1の部分を専用使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ50パーセント又は17パーセントに相当する額とする。
- 2 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額の30パーセントに相当する額とする。
- 3 附属設備の使用料については、別に定める。

1.6 大山総合体育センター

(1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額（円）	超過料金 （円）（1 時間につ き）
柔道 場又 は剣 道場	大人（高校生以上）	2時間 につき	110	70
	小人（中学生以下）		70	30
回数券	110円券	11枚	880	/
	70円券	つづり	510	
トレ ーニ ング ルー	大人（高校生以上）	2時間 につき	180	90
	小人（中学生）		110	70
回数券	180円券	11枚	1,400	/
	110円券	つづり	880	

ム	期間使用券	大人（高校生以上）	1月券	2, 120
			3月券	4, 240
			6月券	6, 360
			12月券	8, 480
		小人（中学生）	1月券	1, 420
			3月券	2, 820
			6月券	4, 240
			12月券	5, 640
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		

備考

- 1 市外に住所を有する者の回数券及び期間使用券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 期間使用券は、個人使用の場合に限る。
- 3 期間使用券による使用者は、1日につき1回（2時間以内）に限りトレーニングルームを使用することができる。
- 4 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額（円）							超過料金（円） （1時間につき）
	9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時	17時～19時	19時～21時	21時～23時	
柔道場又は剣	アマチュアスポーツに使用する	1, 180	1, 180	1, 180	1, 180	1, 180	1, 480	590

道場	その他の催し に使用すると き	2, 3 5 0	2, 3 5 0	2, 3 5 0	2, 3 5 0	2, 3 5 0	2, 9 5 0	1, 1 8 0
----	-----------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

備考

1 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額の30パーセントに相当する額とする。

2 附属設備の使用料については、別に定める。

1.7 大山B&G海洋センター体育館

(1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額 (円)	超過料金 (円) (1時間につき)
個人	大人 (高校生以上)	2時間 につき	110	70
	小人 (中学生以下)		70	30
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		

備考 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 大会等の場合

種別			使用時間区分による金額 (円)						超過料 金 (円) (1時 間につ き)
			9時～ 11時	11時 ～13 時	13時 ～15 時	15時 ～17 時	17時 ～19 時	19時 ～21 時	
ア リ ー ナ	ア マ チ ユ ア	入 場 無 料 の	1, 1 8 0	1, 1 8 0	1, 1 8 0	1, 1 8 0	2, 3 5 0	2, 3 5 0	1, 1 8 0

スポーツ ーツ に 使用 する とき	場 合							
	入 場 有 料 の 場 合	2, 3 5 0	2, 3 5 0	2, 3 5 0	2, 3 5 0	4, 7 1 0	4, 7 1 0	2, 3 5 0
	そ の 他 の 催 し に 使 用 す る と き	入 場 無 料 の 場 合	5, 8 9 0	5, 8 9 0	5, 8 9 0	5, 8 9 0	1 1, 7 6 0	1 1, 7 6 0
	入 場 有 料 の 場 合	1 1, 7 6 0	1 1, 7 6 0	1 1, 7 6 0	1 1, 7 6 0	2 3, 5 3 0	2 3, 5 3 0	1 1, 7 6 0

備考

- アリーナの2分の1又は4分の1の部分を専用使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ50パーセント又は25パーセントに相当する額とする。
- 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に

使用する場合は、この表に定める額の30パーセントに相当する額とする。

3 附属設備の使用料については、別に定める。

1 8 大山B&G海洋センタープール

種別		単位	金額（円）	超過料金（円） （1時間につき）
個人	大人（高校生以上）	2時間につき	110	70
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		

1 9 大山テニスコート

種別		単位	金額（円）	超過料金（円） （1時間につき）
1面	大人（高校生以上）	2時間につき	450	240
	小人（小学生及び中学生）		230	120
回数券	450円券	11枚つづり	3,600	
	230円券		1,840	

備考

- この表において「2時間」とは、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで又は15時から17時までのいずれかの時間をいう。
- 市外に住所を有する者の回数券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 大人と小人で共同して使用する場合の1面の使用料の額は、大人の使用料によるものとする。

2 0 八尾スポーツアリーナ

- (1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額（円）	超過料金 （円）（1時間につき）	
メインアリーナ・サブアリーナ	大人（高校生以上）	2時間	110	70	
	小人（小学生及び中学生）	につき	70	30	
トレーニンググループ	大人（高校生以上）	2時間	180	90	
	小人（中学生）	につき	110	70	
	回数券	180円券	11枚	1,400	
		110円券	つづり	880	
	期間使用券	大人（高校生以上）	1月券		2,120
			3月券		4,240
			6月券		6,360
			12月券		8,480
	小人（中学生）	1月券		1,420	
		3月券		2,820	
		6月券		4,240	
		12月券		5,640	
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額			

備考

- 1 市外に住所を有する者の回数券及び期間使用券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 期間使用券は、個人使用の場合に限る。
- 3 期間使用券による使用者は、1日につき1回（2時間以内）に限りトレーニンググループを使用することができる。

4 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 大会等の場合

種別			使用時間区分による金額（円）						超過料 金（円） （1時 間につ き）
			9時～ 11時	11時～ 13時	13時～ 15時	15時～ 17時	17時～ 19時	19時～ 21時 30分	
メ イ ン ア リ ー ナ	ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ に 使 用 す る と き	入 場 無 料 の 場 合	2, 8 2 0	2, 8 2 0	3, 7 7 0	3, 7 7 0	4, 7 1 0	5, 8 9 0	2, 0 0 0
		入 場 有 料 の 場 合	5, 6 4 0	5, 6 4 0	7, 5 3 0	7, 5 3 0	9, 4 2 0	11, 7 6 0	4, 0 0 0
	そ の 他 の 催 し	入 場 無 料 の 場 合	14, 1 2 0	14, 1 2 0	18, 8 3 0	18, 8 3 0	23, 5 3 0	29, 4 2 0	10, 0 0 0

	に 使 用 す る と き	合 入 場 有 料 の 場 合	2 8 , 2 4 0	2 8 , 2 4 0	3 7 , 6 5 0	3 7 , 6 5 0	4 7 , 0 6 0	5 8 , 8 2 0	2 0 , 0 0 0
		興 行 の た め 使 用 す る と き	5 6 , 4 7 0	5 6 , 4 7 0	7 5 , 2 9 0	7 5 , 2 9 0	9 4 , 1 2 0	1 1 7 , 6 4 0	4 0 , 0 0 0
サ ブ ア リ ー ナ	ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ に 使 用 す る と き	入 場 無 料 の 場 合	1 , 0 6 0	1 , 0 6 0	1 , 4 2 0	1 , 4 2 0	1 , 7 7 0	2 , 1 2 0	7 0 0
		入 場 有 料 の 場 合	2 , 1 2 0	2 , 1 2 0	2 , 8 2 0	2 , 8 2 0	3 , 5 3 0	4 , 2 4 0	1 , 4 2 0
	そ	入	5 , 3	5 , 3	7 , 0	7 , 0	8 , 8	1 0 ,	3 , 5 3

の 他 の 催 し に 使 用 す る と き	場 無 料 の 場 合	0 0	0 0	6 0	6 0	2 0	5 9 0	0
	入 場 有 料 の 場 合	1 0 , 5 9 0	1 0 , 5 9 0	1 4 , 1 2 0	1 4 , 1 2 0	1 7 , 6 5 0	2 1 , 1 8 0	7 , 0 6 0
興 行 の た め 使 用 す る と き		2 1 , 1 8 0	2 1 , 1 8 0	2 8 , 2 4 0	2 8 , 2 4 0	3 5 , 2 9 0	4 2 , 3 5 0	1 4 , 1 2 0
会 議 室 (1 又 は 2 の 各 室)		1 , 4 2 0	1 , 4 2 0	1 , 4 2 0	1 , 4 2 0	1 , 4 2 0	1 , 7 7 0	7 0 0
大 会 議 室		1 , 8 9 0	1 , 8 9 0	1 , 8 9 0	1 , 8 9 0	1 , 8 9 0	2 , 3 5 0	9 4 0

備考

- 1 メインアリーナ及びサブアリーナの2分の1、3分の1又は8分の1の部分専用を使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ50パーセント、34パーセント又は13パーセントに相当する額とする。
- 2 メインアリーナ又はサブアリーナを大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額（備考1の適用を受ける場合は、それぞれその適用後の額）のそれぞれ30パーセントに相当する額とする。

3 附属設備の使用料については、別に定める。

2 1 婦中体育館

(1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額（円）	超過料金 （円）（1 時間につ き）	
アリーナ、 卓球室、柔 道室又は剣 道室	大人（高校生以上）	2時間に	110	70	
	小人（小学生及び中学生）	つき	70	30	
	回数券	110円券	11枚つ	880	
		70円券	づり		510
トレーニン グループ	大人（高校生以上）	2時間に	180	90	
	小人（中学生）	つき	110	70	
	回数券	180円券	11枚つ	1,400	
		110円券	づり	880	
	期間使 用券	大人（高校生以 上）	1月券	2,120	
			3月券	4,240	
			6月券	6,360	
			12月券	8,480	
		小人（中学生）	1月券	1,420	
			3月券	2,820	
			6月券	4,240	
			12月券	5,640	
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額			

備考

1 市外に住所を有する者の回数券及び期間使用券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。

- 2 期間使用券は、個人使用の場合に限る。
- 3 期間使用券による使用者は、1日につき1回（2時間以内）に限りトレーニングルームを使用することができる。
- 4 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 大会等の場合

種別			使用時間区分による金額（円）						超過料 金（円） （1時 間につ き）
			9時～ 11時	11時～ 13時	13時～ 15時	15時～ 17時	17時～ 19時	19時～ 21時 30分	
ア リ ー ナ	アマ チュ ア スポ ーツ に 使 用 す る と き	入 場 無 料 の 場 合	1, 7 7 0	1, 7 7 0	2, 3 5 0	2, 3 5 0	2, 9 4 0	3, 5 3 0	1, 3 0 0
		入 場 有 料 の 場 合	3, 5 3 0	3, 5 3 0	4, 7 1 0	4, 7 1 0	5, 8 9 0	7, 0 6 0	2, 5 9 0
	そ の 他	入 場 無	8, 8 2 0	8, 8 2 0	11, 7 6 0	11, 7 6 0	14, 7 1 0	17, 6 5 0	6, 4 7 0

の 場 合								
	入 場 有 料 の 場 合	2, 3 5 0	2, 3 5 0	2, 3 5 0	2, 3 5 0	2, 3 5 0	2, 9 5 0	1, 1 8 0

備考

- 1 アリーナの2分の1又は6分の1の部分を専用使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ50パーセント又は17パーセントに相当する額とする。
- 2 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額の30パーセントに相当する額とする。
- 3 附属設備の使用料については、別に定める。

2.2 婦中スポーツプラザプール

種別		単位	金額（円）	超過料金（円） （1時間につき）
個人	大人（高校生以上）	2時間 につき	110	70
	小人（中学生以下）		70	30
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		
回数券	110円券	11枚	880	/
	70円券	つづり	510	

備考 市外に住所を有する者の回数券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。

2 3 婦中スポーツプラザグラウンド

種別	単位	金額（円）	超過料金（円） （1時間につき）
片面	2時間につき	590	300
全面		1,180	590

備考

- この表において「2時間」とは、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで、15時から17時まで、17時から19時まで又は19時から21時までのいずれかの時間をいう。
- 附属設備の使用料については、別に定める。

2 4 婦中スポーツプラザテニスコート

種別		単位	金額（円）	超過料金（円） （1時間につき）
1面	大人（高校生以上）	2時間につき	450	240
	小人（小学生及び中学生）		230	120
回数券	450円券	11枚つづり	3,600	
	230円券		1,840	

備考

- この表において「2時間」とは、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで又は15時から17時までのいずれかの時間をいう。
- 市外に住所を有する者の回数券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 大人と小人が共同で使用する場合の1面の使用料の額は、大人の使用料によるものとする。

2 5 婦中武道館

(1) 個人の場合

種別	単位	金額（円）
大人（高校生以上）	2時間につき	110
小人（中学生以下）		70

(2) 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額（円）							超過料金（円） （1時間につき）
	9時～ 11時	11時～ 13時	13時～ 15時	15時～ 17時	17時～ 19時	19時～ 21時	21時～ 23時	
柔道場 又は 剣道場	スポーツ に使用 するとき	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	1,480	590
	その他の 催しに 使用 するとき	2,350	2,350	2,350	2,350	2,350	2,950	1,180

備考 附属設備の使用料については、別に定める。

26 ストリートスポーツパーク

(1) 個人の場合

種別	単位	金額（円）	超過料金（円） （1時間につき）		
スケート ゾーン	大人（高校生以上）	1回につき	410	/	
	小人（中学生以下）		200		
	期間使用券	大人（高校生以上）	1月券		5,090
			3月券		10,190

			6月券	15,280		
		小人（中学生以下）	1月券	2,550		
			3月券	5,090		
			6月券	7,640		
ボルダリングゾーン	大人（高校生以上）		2時間	310	150	
	小人（中学生以下）		につき	150	80	
	期間使用券	大人（高校生以上）	1月券	3,870	/	
				3月券		7,740
				6月券		11,620
		小人（中学生以下）	1月券	1,940		
				3月券		3,870
				6月券		5,810
団体	20人以上		1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額			

備考

- 1 市外に住所を有する者の期間使用券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 期間使用券は、個人使用の場合に限る。
- 3 ボルダリングゾーンの期間使用券によるボルダリングゾーンの使用者は、1日につき1回（2時間以内）に限りボルダリングゾーンを使用することができる。
- 4 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 大会等の場合

種別			使用時間区分による金額（円）					超過料金 （円）（1時間につき）
			10時～ 12時	12時～ 14時	14時～ 16時	16時～ 18時	18時～ 20時	
フ ア	ア マ	入 場	4,080	4,080	4,080	4,080	5,090	2,550

ミ リ ー エ リ ア、 ス ト リ ー ト エ リ ア	チ ュ ア ス ポ ー ツ に 使 用 す る と き	無 料 の 場 合						
	入 場 有 料 の 場 合	8, 15 0	8, 15 0	8, 15 0	8, 15 0	10, 1 90	5, 090	
及 び ボ ウ ル エ リ ア	そ の 他 の 催 し に 使 用 す る と き	入 場 無 料 の 場 合	20, 3 70	20, 3 70	20, 3 70	20, 3 70	25, 4 70	12, 73 0
		入 場 有 料 の 場 合	40, 7 40	40, 7 40	40, 7 40	40, 7 40	50, 9 30	25, 47 0
ボ ア	入		3, 06	3, 06	3, 06	3, 06	3, 82	1, 920

ル ダ リ ン グ ゾ ー ン	マ チ ュ ア ス ポ ー ツ に 使 用 す る と き	場 無 料 の 場 合	0	0	0	0	0	
	入 場 有 料 の 場 合	6, 120	6, 120	6, 120	6, 120	7, 640	3, 830	
そ の 他 の 催 し に 使 用 す る と き	入 場 無 料 の 場 合	15, 280	15, 280	15, 280	15, 280	19, 100	9, 580	
	入 場 有 料 の 場 合	30, 560	30, 560	30, 560	30, 560	38, 200	19, 150	

ダン ス ゾ ー ン	アマ チ ュ ア ス ポ ー ツ	入 場 無 料 の 場 合	2, 0 4 0	2, 0 4 0	2, 0 4 0	2, 0 4 0	2, 5 5 0	1, 2 8 0
	に 使 用 す る と き	入 場 有 料 の 場 合	4, 0 8 0	4, 0 8 0	4, 0 8 0	4, 0 8 0	5, 0 9 0	2, 5 5 0
そ の 他 の 催 し に 使 用 す る と き	入 場 無 料 の 場 合	1 0, 1 9 0	1 0, 1 9 0	1 0, 1 9 0	1 0, 1 9 0	1 2, 7 3 0	6, 3 7 0	
	入 場 有 料 の 場 合	2 0, 3 7 0	2 0, 3 7 0	2 0, 3 7 0	2 0, 3 7 0	2 5, 4 7 0	1 2, 7 3 0	

備考 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ30パーセントに相当する額とする。

27 山田総合体育センター

(1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額（円）	超過料金（円） （1時間につき）
個人	大人（高校生以上）	2時間 につき	110	70
	小人（小学生及び中学生）		70	30
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		
回数券	110円券	11枚	880	/
	70円券	つづり	510	

備考 市外に住所を有する者の回数券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。

(2) 大会等の場合

種別			使用時間区分による金額（円）						超過料金（円） （1時間につき）
			9時～ 11時	11時～ 13時	13時～ 15時	15時～ 17時	17時～ 19時	19時～ 21時	
大	ア	入	1, 7	1, 7	2, 3	2, 3	2, 9	2, 9	1, 30
ア	マ	場	70	70	50	50	40	40	0
リ	チ	無							
ー	ュ	料							
ナ	ア	の							
	ス	場							

剣道場	き							
	その他の催しに使用するとき	2, 3 50	2, 3 50	2, 3 50	2, 3 50	2, 3 50	2, 3 50	1, 18 0
トレーニンググループ		1, 1 80	1, 1 80	1, 1 80	1, 1 80	1, 1 80	1, 1 80	590
児童体育室		360	360	360	360	360	360	190
研修室		1, 1 80	1, 1 80	1, 1 80	1, 1 80	1, 1 80	1, 1 80	590

備考

- 1 大アリーナの2分の1又は6分の1の部分を専用使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ50パーセント又は17パーセントに相当する額とする。
- 2 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額の30パーセントに相当する額とする。
- 3 附属設備の使用料については、別に定める。

28 山田総合グラウンド

種別	使用時間区分による金額（円）							超過料金（円） （1時間につき）
	9時～ 11時	11時～ 13時	13時～ 15時	15時～ 17時	17時～ 19時	19時～ 21時		
グラウンド	590	590	590	590	590	590	590	300
運動	1, 1 80	1, 1 80	1, 1 80	1, 1 80	1, 1 80	1, 1 80	1, 1 80	590
	3分の	320	320	320	320			170

広場	1面					
	半面	470	470	470	470	240
	全面	940	940	940	940	470

備考 附属設備の使用料については、別に定める。

29 スポーツ施設使用カード

種別	単位	金額（円）
5,500円相当券	1枚につき	4,000
3,300円相当券		2,400
2,200円相当券		1,600

備考

- 1 市外に住所を有する者の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 個人使用の場合に限る。
- 3 カードを使用できる施設は、別に定める。

別表第3（第7条関係）

1 八尾B&G海洋センタープール

(1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額（円）
個人	大人（高校生以上）	1回2時間につき	340
	小人（小学生及び中学生）		230
	小人（未就学児）		110
団体（20人以上）	大人（高校生以上）	1回2時間につき1人	280
	小人（小学生及び中学生）		200
	小人（未就学児）		90
回数券	340円券	11枚つづり	2,720
	230円券		1,840
	110円券		880

期間使用券	大人（高校生以上）	1月券	4,040
	小人（小学生及び中学生）		2,690
	小人（未就学児）		1,340
	大人（高校生以上）	3月券	10,750
	小人（小学生及び中学生）		7,170
	小人（未就学児）		3,590

備考 市外に住所を有する者の回数券及び期間使用券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。

(2) 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額（円）			超過料金（円） （1時間につき）
	9時～12時	13時～17時	18時～21時	
入場無料の場合	9,420	11,760	18,830	3,180
入場有料の場合	23,530	28,240	47,060	7,890

2 八尾ゆめの森テニスコート

(1) テニスコート

種別	単位	金額（円）
大人	1面 1時間につき	450
小人（小学生、中学生及び高校生）		230

備考

- この表において「1時間」とは、9時から10時まで、10時から11時まで、11時から12時まで、12時から13時まで、13時から14時まで、14時から15時まで、15時から16時まで、16時から17時まで、17時から18時まで、18時から19時まで、19時から20時まで又は20時から21時までのい

ずれかの時間をいう。

2 附属設備の使用料は、別に定める。

(2) 会議室

種別	単位	金額（円）
会議室	1室 1回につき	570

備考

1 この表において「1回」とは、9時から12時まで、13時から17時まで又は17時から21時までのいずれかの時間をいう。

2 附属設備の使用料は、別に定める。

別表第4（第13条関係）

種別	単位	金額（円）
基本料金	駐車場に入場した時から1時間までにつき 1台	330
超過料金	駐車場に入場した時から1時間を超える時間 30分までごとにつき 1台	110

備考

1 第13条第1項に規定する規則で定める時間を超えて駐車場を使用するときは、この表に定める超過料金を徴収する。この場合において、この表中「駐車場に入場した時から1時間を超える時間」とあるのは、「第13条第1項に規定する規則で定める時間を超える時間」とする。

2 駐車場の閉鎖時刻までに出場しなかったときは、当該閉鎖時刻から次の開始時刻までの分として、1時間までごとにつき1台110円を加算する。この場合において、当該次の開始時刻からの駐車場の使用に係るこの表の規定の適用については、この表中「駐車場に入場した時から1時間を超える時間」とあるのは、「当該次の開始時刻から」とする。

